

河合町議会会議録

令和5年 3月1日 開会

河合町議会

令和5年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（3月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長の挨拶	6
○会議録署名議員の指名	16
○会期の決定	17
○付議事件の一括提案理由の説明	18
○議案第17号の質疑、討論、採決	30
○議案第18号の質疑、討論、採決	30
○議案第21号の質疑、討論、採決	32
○議案第23号の質疑、討論、採決	32
○議案第25号の質疑、討論、採決	33
○同意第1号の採決	34
○同意第2号の採決	35
○同意第3号の採決	35
○同意第4号の採決	36
○同意第5号の採決	36
○同意第6号の採決	36
○同意第7号の採決	37
○同意第8号の採決	37

○同意第 9 号の採決	38
○議案第 3 号から議案第 8 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 22 号、議案 第 24 号、報告第 1 号の委員会付託	38
○議案第 9 号から議案第 16 号の委員会付託	39
○散会の宣告	40
○署名議員	41

河合町告示第9号

令和5年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5年 2月22日

河合町長 清 原 和 人

1 期 日 令和 5年 3月 1日

2 場 所 河合町議会議場

令和 5 年 3 月 1 日（水曜日）

（第 1 号）

令和5年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年3月1日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第17号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第21号 河合町立認定こども園条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第23号 河合町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第25号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 日程第 8 同意第 1号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 2号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第10 同意第 3号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第11 同意第 4号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第12 同意第 5号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第13 同意第 6号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第14 同意第 7号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第15 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第 3号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第 4号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第 5号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第 6号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第 7号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第 8号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第19号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第24 議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 日程第27 報告第1号 権利放棄の報告について
- 日程第28 議案第9号 令和5年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第29 議案第10号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第30 議案第11号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第31 議案第12号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第32 議案第13号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第33 議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第34 議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 日程第35 議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計予算について（別冊）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第35まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
財政課長	新井俊洋	住民福祉課長	古谷真孝
環境整備課長	松村豊範		

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

本日、告示第9号をもって令和5年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和5年第1回定例会は成立しましたので、開会します。

今定例会におきましても飛沫感染防止のため、質疑、答弁、討論の際は、着席での対応をお願いします。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶及び令和5年度施政方針についてを、登壇の上、説明願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めましておはようございます。

本日、ここに令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

私が町長に就任して早いもので丸4年が経過しようとしています。

就任当初より、河合町を、人に優しい、人情あふれる町、温かい町にしたいと言ってまいりました。この思いを実現するために、特に教育や福祉、安心安全などの諸施策に力強く取

り組んでまいりました。

私が就任当初、町の財政状況を目の当たりにして、改めて、実に危機的な状況でありました。このままでは、町民の皆様方に対して、これまでどおりの住民サービスを維持できないばかりか、皆様方の安心安全を守るための事業をはじめ、町の将来に希望を持っていただくための新たな施策も実施できないのではないかと、危機感を強く持ったことを覚えています。そのとき、この際勇気を持って大胆に行動する必要があると考えるに至りました。

そこでまず初めに、金融機関と協議をして、町債償還の負担軽減を図ることにより、何よりも住民サービスを維持するための計画を立てることとしました。同時に、それらを成し遂げるために、町組織の強化や奈良県の支援をいただくための合同勉強会の開催、財政健全化計画の練り直しなど、職員一丸となって財政を立て直す取組を進めてまいりました。

その結果、令和2年度、3年度にかけて、決算での黒字確保や財政調整基金の積立てができるなど、命を守るための事業や子供たちの育成に関連する大切な事業の財源を確保することができ、新たな施策や事業にも着手することができました。

魅力あるまちづくりを展開することが人口構造の安定への誘因となり、健全な財政運営へとつながる、この町を元気にするサイクルが、まさに回り出していると考えています。そして、まちづくりは新たな段階に進む必要があると考えています。

私が思い描く、理想の河合町の実現に向け、町民の皆様と共に、また職員一丸となって果敢に邁進してまいりましたが、地方分権の進展、住民ニーズやライフスタイルの多様化、少子高齢化など、新たな社会問題が生じています。これらに対応するため、町民、町議会、行政が自らの責務を自覚し、参加、参画、協働することは重要であるとの観点から、そのバイブルともいべき河合町まちづくり自治基本条例を令和4年12月に創設し、本年4月1日より実施を予定しています。

前置きが長くなりましたが、今議会には、今、申し上げました私の理念を基に、動き始めた施策を実現するため、令和5年度の当初予算案及び関連議案を提出しました。新年度における町政の展望と、先ほど来、述べてまいりました私の基本理念に基づく方針及び施策の一端をご説明させていただきます。

それでは、予算の全体像について、ご説明申し上げます。

本町の財政状況は、各財政指標に目を向けますと改善の兆しが見え始めていますが、一方で、住民の高齢化や人口減少により町税の増収が見込めない中、社会保障関係経費や公共施設、社会インフラの老朽化対策などの財政需要の高まりや、燃料費をはじめとする物価の高

騰といった社会的影響が見込まれるなど、幾多の課題を抱えています。

このような状況において、令和5年度予算につきましては、福祉や教育など一定の行政サービス水準を維持しながら、地域住民にとって安心安全でよりよい生活環境の形成に必要な事業を推し進めるとともに、課題の解決に不断に取り組む財政健全化の歩みを着実に進めることによる、持続的で安定した行財政の運営を念頭に、予算編成を行いました。

さて、令和5年度一般会計当初予算の総額は77億3,000万円で、前年度に比べて10億3,000万円、15.4%の増額となっています。

歳入では、町税はコロナ禍の影響が緩和されつつあるものの、約2,500万円、1.2%の減収となりますが、地方財政対策により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質の地方交付税総額は4,400万円、1.8%の増額となり、町税や地方交付税、交付金などの主要一般財源総額では約49億8,400万円で、前年度に比べて約4,400万円、0.9%の増額を見込んでいます。

歳出面では、旧第三小学校跡地等利活用のための校舎等の整備費用や、ごみ処理広域化に向けた一部事務組合負担金など、住民の皆様の安心安全や将来的な町の魅力の底上げにつながる事業を幾つか提案させていただいております。

詳細については、後ほど説明いたしますが、旧第三小学校跡地等利用、活用事業、ごみ処理広域化事業、緊急内水対策事業、ため池耐震改修事業、地籍調査事業、井堰機能診断事業、通学路交通安全施設整備事業、消防自動車更新による消防力の強化、子ども医療給付金の18歳までの拡充、クラブ活動地域移行コーディネーターの導入、小中学校校舎等整備基本計画の策定、多胎妊娠健診の助成、出産・子育て応援交付金交付事業、漢字検定、算数・数学検定費用の補助を新設。これらの事業を推し進めていくことで、町の魅力を向上させるとともに、長期的な視点の下で安定的な行財政運営を行っていきたいと考えております。

主な施策として、先ほど来述べておりますとおり、私は河合町を愛あふれる町にしたいと考えています。そこで、事業実施サイクルを提唱した「河合愛A I 構想」において、5つの愛なる目標を掲げさせていただきました。「暮らし愛」「支え愛」「学び愛」「話し愛」「関わり愛」の5つの目標であります。

令和4年度より取り組み始め、令和5年度から本格的に実施する主な取組を5つの目標の視点に取りまとめ、ご説明申し上げます。

まず、「暮らし愛」についてでございます。

ファシリティマネジメント（公共施設再編）の推進では、河合愛A I 構想の再重点施策であるファシリティマネジメント（公共施設再編）の推進である、旧第三小学校の利活用です

が、魅力ある施設整備に加え、皆様に安心していただくため、起こり得る災害への備えに万全を期すため、体育館、校舎など敷地全体において、高機能な避難所機能を有する施設へと整備を進めています。

まず、第1期工事として、避難所の核となる体育館や防災備蓄倉庫の整備を令和5年度中に完了するべく、工事契約を締結し、現在、工事着手に向けた準備の段階となっており、地域にとって愛着のある小学校施設のリニューアル第1弾がいよいよ始まります。

また、第2期工事については、主に中央公民館機能を校舎A棟に転用するものですが、これまで、議会や住民の皆様方からいただいたご意見などを踏まえ、実施設計業務を並行して進めており、第1期工事と切れ目なく整備工事を進め、一日でも早く皆様に安心して快適にご利用いただけるよう、全力で進めてまいります。

住民の安心安全についてでございます。

安心と安全に対する対策の充実も、町の魅力を形成する重要な課題として位置づけております。その担い手として、防災士等の活動が重要になってきます。かねてより課題となっておりました、各地域の防災活動に対してのネットワークを構築するため、昨年より準備室を立ち上げ、防災力の向上を目指して協議を重ねており、（仮称）河合町防災士ネットワークとして事業及び活動を実行してまいります。

防災キャンプにつきましては、先ほどの、（仮称）河合町防災士ネットワークを立ち上げ、防災士等を指導員とし、本年度は、ぜひ実施したいと思っております。

交通安全対策の一環として、令和5年4月、道路交通法第63条の11の改正に伴い、自転車のヘルメット着用は義務化され、町としても、高齢者や小学生以下の子供、幼児対象にヘルメット購入助成事業を推進します。また、高齢者の交通事故が増加しているのを受け、高齢者を対象に運転免許自主返納事業として、条件を満たす方に交通系ICカードを配布します。

緊急内水対策事業につきましては、住民の生命と財産を守る上で必要不可欠な事業であります。関係する自治会、水利組合、事業用地の地権者の皆様にご協力いただき、一日も早い整備を目指し、貯留施設の概略設計を今年度から取りかかる予定でございます。

内水対策事業と同様に、住民の生命と財産を守る上でなくてはならない事業は、ため池防災対策等推進事業でございます。地震などによりため池の堤体が決壊した場合に、その下流にある家屋や公共施設に重大な被害を及ぼすおそれのあるため池の耐震改修工事を進めてまいります。

また、西名阪自動車道に係る橋梁の耐震改修や、町域内の橋梁の補修、道路の舗装修繕な

どの継続事業につきましても、計画的に実施してまいります。

さらに、今年度は3つの事業を立ち上げる予定でございます。

1つ目は、地籍調査事業でございます。地籍調査は、災害復旧の迅速化、土地境界トラブルの防止、土地取引の円滑化など多くのメリットがあり、約40年ぶりに再開させるものでございます。

2つ目は、井堰機能診断事業でございます。農耕に必要不可欠なる用水を確保し、良好な営農環境を保つため、施設の長寿命化を図ります。

最後に、通学路交通安全施設整備事業でございます。登下校時の児童生徒の安全確保の強化を図るため、学校、保護者、警察、自治会、そして行政が一体となって取り組むものでございます。

また、県が主導で進めております、奈良県広域水道企業の県域水道一本化につきましては、令和5年2月1日に、奈良県奈良広域水質検査センター及び県下自治体26団体で基本計画を決定し、基本協定が締結されました。今後、一本化に向けた協議を加速するため、本定例会に法定協議会設置議案を上程させていただいております。令和6年度の広域水道企業団設立に向けて、具体的な協議を進めてまいります。

現在執行中の上水道施設整備事業、河合町浄水場内配水池及び中山田池公園内配水池築造工事が、令和5年度に完成いたします。また、下水道事業につきましては、公共下水道既存管耐震化工事を引き続き実施し、公共下水道施設の耐震、減災対策を進めていきます。

以上のような取組を経て、災害緊急時においても、ライフラインである上下水道の安定供給ができるよう、取り組んでいきます。

「暮らし愛」のその他でございます。

池部駅を玄関口とする馬見丘陵公園は、町の大きな資産です。四季折々の花々やイベントは、その価値を高め、来場者を誘因します。4月の馬見チューリップフェアに合わせ、町内の観光スポット及び地域の魅力を発信していきます。今後も奈良県と連携して、さらなる来場者の誘致に取り組みます。

ごみ行政につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合ごみ処理施設における、令和7年本稼働に向け取り組んでいくとともに、安定的な運用を目的とした清掃工場焼却施設の維持保全に努めてまいります。

全国的に問題となっている空き家対策、町内においても増加傾向にある空き家等に対し、河合町空き家等対策の推進に関する条例に基づき、管理されずに放置されている管理不全空

き家等や特定空き家等の所有者等に対して、適切な対応を図り、安全で安心なまちづくりの推進に向け、危険空き家の解体補助制度も引き続き推進してまいります。

また、連携協定を締結している畿央大学の学生さんの空き家利用の提案も取り入れ、さらには、新たな試みとして、移住定住促進に向けた空き家等の利活用及び流通を促進するための河合町空き家等対策プラットフォームの設置に向け、取り組んでまいります。

次に、「支え愛」についてでございます。

子育て・子育て環境の充実では、令和2年度より幼児教育及び保育の無償化が始まり、そして、自然豊かな環境の中で教育、保育を行うことができ、豊かな心と生きる力の基礎を育む、かがやきの森こども園も開園から3年が経過しましたが、入園希望者が後を絶たない状態で、大変喜ばしいことだと思っています。

令和2年度の開園当初は186名でスタートし、3月には197名。令和3年度は183名でスタートし、195名。令和4年度は191名でスタートし、206名。そして、令和5年度は223名でスタートする予定となっております。

園で実施指定した子育て支援施策のつどいの広場を、総合福祉会館に場所を移し、一人でも多くのお子様が入園できるように、保育スペースを確保します。子ども・子育て支援体制の整備及び幼児教育のさらなる充実に向けて、全力で取り組んでいきます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、保育教育教諭などから成る専門スタッフが、妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応しています。妊産婦や子育て家庭を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化しています。コミュニケーションの希薄化、子育て家庭の孤立化を高めている中、ベビーマッサージ講座の開催、すこやか育児サポート事業として出生児全戸訪問、不登校、育児などの子育て相談を行い、子育て家庭に寄り添える体制を実施してまいります。

次年度は、新規事業として、多胎妊婦の追加妊婦健診の補助、非課税世帯の妊産婦の産後ケア事業の自己負担の無料化、出産・子育て応援交付金事業としての経済的支援と全ての妊産婦、子育て家庭に対して、出産、育児等の見通しを一緒に立てていく、伴走型支援を実施してまいります。また、子育て世帯訪問支援事業を実施し、家事支援、育児支援を実施してまいります。

「支え愛」のその他でございます。

次に、荒廃農地の活用事業「たんぼの楽耕」は、町内の参加者の口コミにより町外からの参加問合せも増え、また、家族連れ、女性の参加者も増えています。子供には自然の中で野

菜作りを通じて食育、女性には畑で井戸端会議をコンセプトに、河合町に住んでみたい、住み続けたいを目標に掲げ、また、新規就農に導く事業展開とともに、河合町への愛着を醸成していきます。

「産直市」は、コロナ対策を徹底して3年ぶりに開催することができました。「産直市」は、5,000人を超える人が集う河合町オリジナルの一大イベントであります。町内で栽培された安心安全、新鮮な農作物と和歌山県すさみ町の高産物販売をメインとした、住民同士の地域外交流から始まったイベントで、今では子供向けイベントを充実させ、地元活性化策として商工会、福祉団体等とのコラボレーションによる春と秋の「産直市」を通じて、今後も町の魅力発信「河合に住んでよかった 河合に住みたい」をテーマに、子供からお年寄りまで世代を越えて楽しんでいただける地域間交流、河合のにぎわい活性化を図っていきます。

特産品開発として取り組んでいる大和の黒豆“KAWA I B L A C K”の商標登録も完了し、加工品開発、ふるさと納税の返礼品、販路開拓への取組を進めてまいります。また、河合の将来を担う子供たちの学校給食への提供も、引き続き行っていきます。

町内巡回ワゴン「すな丸号」につきましては、令和4年4月より、北ルートの最終に西山台停留所を追加したことで、利用者は4月以降、約40%増加。また、万代河合町店最寄りの西山台停留所での乗降者の約90%増加し、住民の方からは、使い勝手がよくなったといった声もいただいております。

また、コロナ禍で開催が遅くなりましたが、令和2年度末に策定した河合町すな丸号運行管理規定に基づき、すな丸号サービス向上意見交換会を、昨年11月及び先月2月に実施させていただきました。参加者の皆さんから、「すな丸号」に対する様々な意見や要望を聞かせていただく場として、今後も定期的開催したいと考えています。今後も、「すな丸号」の利便性向上につながる意見や要望については、可能な限り対応し、住民の皆様にとって、すな丸号をより身近に感じていただけるよう、努めてまいります。

次に、「学び愛」についてでございます。

教育のまちづくりでは、河合町が目指す教育は、令和4年度に改正しました教育大綱に示すとおり、産前から義務教育を終えるまでの1プラス15か年教育と、人生100年時代を見据えた生涯学習の充実を図るため、「学び愛」を通じて教え、幼児には夢や憧れを、児童生徒には志と希望を、大人にはやりがいや生きがいを育むことで、学ぶきっかけと生涯にわたって学び続ける意欲を育むことができるものとなることを目指します。

また、「河合愛A I 検定」を設定し、常にチャレンジする意欲を町民の中に醸成すること

につなげていきます。このような教育を進める中で、全世代の町民に心のど真ん中に「河合町愛A I」を持った、未来の担い手となっただけを願っています。「河合愛A I 検定」は、「河合愛A I」を持った人材の認定につながるもので、町民の皆様の学ぶきっかけの獲得、学ぶ意欲の喚起、挑戦し続けたいくなる目標、知識、技能の資格化につながるものと考えております。

中でも、学校教育においては、時代に即した教育の推進に向けて、情報化社会、またグローバル社会に対応できる人材の育成を目指したICT教育、外国語教育等の充実に、小学校、中学校は連携する中で進めてまいります。ICT活用力向上に向けては、ICT支援員の配置をはじめ、議論の中で思考を遮らないレベルのタイピング速度の習得、プログラミング検定の獲得を引き続き実施します。

英語力向上に向けては、ALTの活用をはじめ、イングリッシュプログラムやオンライン英語レッスン等を引き続き行い、対象を幅広く設定する中で、最終的に英検3級またはそれ以上の級の取得にチャレンジする子供たちを応援します。ほかにも、子供たちの学習意欲、学力向上に向けて、算数検定や漢字検定にチャレンジする子供たちも応援します。

また、将来の小中学校の規模、配置の適正化に向けて、現状の把握及び課題分析を行い、よりよい教育環境の在り方を検討してまいります。その中で、現在の学校施設の環境改善にも取り組んでまいります。

加えて、今後重要度が高まってくる特別支援教育の質的向上を目指すため、教員が行う個別の教育支援計画、指導計画の作成とデータ管理をシステム化し、経験値の多寡によらない教育の充実につなげていきます。

放課後の学習支援として、子供らの学習習慣を育成するために、第一小学校と第二小学校に設置した「すな丸未来塾」を継続し、大学生や元教員などの支援員の協力を得て、引き続き学習支援を行います。自ら学ぶ習慣が身につくことで、学力の向上はもちろんのこと、様々の問題の解決について自ら考えることや、生涯にわたって学び続ける姿勢の醸成に結びつくと考えております。

このような姿勢の醸成をさらに支援するため、人生100年時代を見据えた生涯学習の取組として、町民大学の充実に取り組んでいきます。通年講座だけではなく、自ら学ぶきっかけとなる短期、単発の講座を増やすことで、公民館活動の多様化につなげていきます。なお、これらの実施に関しましては、令和3年12月1日に結んだニッセイ聖隷健康福祉財団との連携協定に基づき、高い見識を持ち、ボランティア精神旺盛な入所者の方々にも参画いただき

たいと考えております。

また、河合町には大塚山古墳、ナガレ山古墳、廣瀬神社など多くの文化財があります。令和3年度に始めました「御墳印帖」プログラムは、各種メディアに幾度も取り上げられ、注目を集めています。この取組が一過性のものとならないよう、そしてさらなる広がりを見せるよう、近隣町とも連携を進めており、令和5年度4月からは、北葛4町が協働して「御墳印」プロジェクトを開始することになりました。

町内最大を誇る大塚山古墳は、令和5年度で公有化の完了を予定しており、今後、本格的な整備、活用を控えています。今後も、より一層活発な文化財の活用は見込まれる中、維持管理経費の抑制、町内文化財の啓発のため、河合町文化財フェローの活用を行っていきます。文化財フェローによる古墳の草刈りなどの取組には、公民館での講座受講者やクラブ活動に参加する方々も関わっており、引き続きシルバー世代の人材の活用を図っていきます。

令和5年度は、天武天皇の即位から1350年となり、県では、「なら記紀・万葉プロジェクト」で、天武、持統関連事業は展開されます。我が町には、天武・持統天皇や記紀万葉にゆかりの深い廣瀬神社や川合浜、桜峠などの誇るべき史跡があります。廣瀬神社の砂かけ祭に由来する町のキャラクター「すな丸」と共に、県外へのPRイベントやオンラインでの情報発信について、これまで以上に町の誇りの醸成と発信を行います。

さらに、河合町史が刊行された昭和56年以降の発掘調査及び研究成果として、御墳印帖イラストかるた等々、連携した小学生向けの地域副読本「ここまでわかった！ 河合町の歴史」を作成しました。この本では、令和4年度に、新規に町指定文化財に指定された文化財についても紹介しており、河合町内文化財の最新情報を記載しています。子供たちの「河合愛AI」の醸成となるよう、令和5年度中に、町内小学校5年生、6年生へ配布を予定しています。

学校図書館及び町立図書館につきましては、令和3年度に、僅かではありますが充実させた図書購入費を維持するとともに、各学校における1人1台のタブレット端末を活用した、電子図書のアカウントを児童生徒全員が持つことでより多くの図書を読むことができ、これまで以上に児童生徒の学びを支援できる、特色のある学校図書館機能の充実を目指していきます。

「学び愛」のその他でございます。

町民プールの休止に代わる施策として、今年度好評であった第二浄化センター県営プールの入場券の半額補助をするための経費を引き続き計上しました。

また、町民体育大会に代わるものとして、新たなスポーツイベント等、運動指導や運動自慢が集うチャレンジスポーツの会を設けて、町民に健康増進やスポーツの楽しさを体験していただける行事を目指しています。

次に、「話し愛」と「関わり愛」についてです。

皆様のご意見を伺い、町行政に生かすことを目的とした広聴機能につきましては、令和4年度に、やっと小規模でのタウンミーティングを実施することができました。「河合愛A I構想」における協働のまちづくりはもちろん、いよいよ4月に施行となる町の最高規範、河合町まちづくり自治基本条例を町民の皆様、議会、行政の3者の対話や協働でもって、この町を未来につなげていけますよう、ご理解とご協力を賜りながら進めてまいりたいと思っています。

今後は、本条例に基づき、町の施策や計画策定について、町民の参加、参画を基本として推進していきますが、そのためにはまず、この条例を広く知っていただくことが重要でありますので、引き続きタウンミーティングや町民ワークショップなど、いろいろな機会での条例の趣旨を広めてまいります。

また、本条例が絵に描いた餅にならないよう、運用面での検証、評価などを目的とした河合町まちづくり自治基本条例推進委員会を設置し、町民を主体とした、個性豊かで活力ある、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

そのためには、住民自治の主たる担い手である大字自治会の重要性はますます高まると考えられますが、現実として、価値観の多様化などで地域の希薄化が問題とされます。令和5年度では、河合愛A I補助金メニューとして、防災かまどベンチ製作支援を追加し、防災力向上のほか、その製作過程で多世代の町民同士が協力し合うことによる、自治会内の団結力の向上を図りたいと考えています。

文化や観光分野を総合的に発信する施策として、先日いたしました、河合町史跡&古墳巡り「御墳印帖」プロジェクト！を拡大してまいります。マイペースに史跡を散歩し、健康増進しながら河合町に親しめる取組です。町内に向けては、「話し愛」「関わり愛」を通じて、郷土愛を醸成することに寄与できたと自負しています。この2年間、首都圏をはじめ、全国から河合町の史跡を巡りに来ていただきました。今年度もこの事業を継続し、北葛を越えた広がり視野に入れた取組として、この地域のよさ、文化財や史跡のすばらしさをさらに広く発信していきます。

河合町の魅力発進の新たな取組の一つ、オリジナルかるたを引き続き製作します。河合町

川合出身のイラストレーター、中田弘司さん手描きのイラストで、4月号から毎月、広報かわいで紹介していきます。温かいイラストのかるたを幼少期から目で見ても身近な大人の声で耳に入れ、口ずさむことで自然とこの町のことを知っていくきっかけになっていくことを期待しています。年度内には、かるた原画の展示イベントも予定していますので、楽しみにしていただきたいと思います。

情報発信の強化としては、役場職員全員が役場の顔であるという広報マインドの育成を継続します。職員広報による役場内の情報共有を強化しつつ、毎月の広報紙でお知らせしている内容を役場の全職員がしっかりと認識し、情報共有いたします。

河合ふるさとの日事業につきましては、昨年夏のイベントは、7月中旬からの全国的なコロナ感染症急増によって、断腸の思いで急遽中止としましたが、冬のイベントについては、コロナ対策を徹底した上で新しい形の参加体験イベント、また夕方からはPTA連合会とのコラボレーションで、「かわい燈火」会を開催したところ、大盛況となりました。加えて、学生ボランティアの参加や企業の協力、協賛をいただき、まさに産学官連携のすばらしい協働の形ができました。令和5年度のふるさとの日、夏、冬事業につきましても、この形をブラッシュアップし、多世代の方々に楽しんでいただけるイベントとなるよう進めてまいります。

自治体DXについて本町では、令和4年度に自治体DX推進計画を策定し、デジタル化に向けた取組を進めております。誰もが早期にデジタル化の恩恵を享受できるよう、本年度もさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、新年度の施政方針及び施策の概要を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様には、予算案及び関連条例のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

長時間、ご清聴ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、常盤繁範議員、3番、梅野美智代議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

2月22日と本日、議会運営委員会を開会していただいております。馬場千恵子議会運営委員長より会期等についての報告をお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月22日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月1日より3月14日までの14日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日1日が本会議。

一般質問は、2日と3日、午前9時30分からとします。

厚生常任委員会を6日午前10時から、総務常任委員会を同日午後1時30分からとします。

経済建設常任委員会を7日午前10時から、常任委員会の予備日は、同日の午後1時30分からといたします。

予算審査特別委員会は8日と9日、午前9時30分からの予定です。

予算審査特別委員会予備日は10日9時30分から予定とします。

本会議最終日は14日午前10時からといたします。

なお、本日審議いたしますのは、議案第17号、議案第18号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、同意第1号から同意第9号を上程し、逐条審議いたします。

なお、コロナ対策といたしましては、一般質問の再質問におきましては着席で、マスクにつきましては外させていただくこともありますので、ご了承ください。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告どおり決定いたしたいと思っております。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日より14日までの14日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より、議案第3号より第25号までの23議案、報告第1号の1報告、同意第1号から第9号までの9同意についての提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。

少し長くなりそうですので、失礼してマスクを外させていただきます。

それでは、令和5年3月定例議会に上程させていただきました議案第3号から議案第25号の23議案、報告第1号の1報告及び同意第1号から第9号の9同意の合計33案件につきまして、順次概要のご説明をいたします。

まず、議案第3号 令和4年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,841万8,000円を追加し、予算総額を80億7,424万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いをいたします。

合計4事業で、4億8,648万9,000円を計上させていただいております。

第3条、地方債の補正につきましても3ページをお願いをいたします。

1事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を6億4,901万2,000円とするものでございます。なお、今回の補正は決算見込み、または額確定に伴います減額などとなっておりますので、それ以外の主なものについて、順次ご説明をさせていただきます。

それでは、内容について、歳出からご説明をいたします。

14、15ページをお願いをいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、職員の人事異動に伴う予算の組替えといたしまして、人件費を137万2,000円減額するものでございます。

同じく目3財産管理費では、令和4年度に予算計上していました庁舎LED照明リースに

つきまして、建設事業として実施するほうが有利な財源確保が可能となることが判明しました。

よって、308万8,000円を減額いたしまして、令和5年度に改めて予算計上をさせていただく予定でございます。

同じく目12財政調整基金費では、歳入歳出の財源調整といたしまして、財政調整基金積立金を8,474万5,000円増額するものでございます。

18、19ページをお願いをいたします。中段をご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目6こども園費では、令和4年度国の第2次補正予算の成立に伴いまして、通園バス以内に安全装置を設置するとして、40万円増額するものでございます。なお、この事業の国庫補助率は100%となっております。

22、23ページ中段をお願いをいたします。

款6農林商工費、項1農業費、目1農業委員会費では、農地利用最適化交付金の交付要綱改正に伴いまして、211万4,000円の増額。

同じく目5農地費では、令和4年度国の第2次補正予算の成立に伴いまして、ため池耐震工事を実施するとして、7,000万円増額するものでございます。なお、この事業の国庫補助率は55%または50%。ともに県補助率は10%となっております。

続きまして、26、27ページをお願いをいたします。

款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費では、職員の人事異動に伴います予算の組替えといたしまして、人件費を137万2,000円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

8、9ページにお戻りをお願いをいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金では、新型コロナワクチン追加接種費の減少見込みなど、合計で943万6,000円減額するものでございます。

同じく項2国庫補助金では、道路整備費の交付決定額減少に伴います減額となったものの、ため池耐震工事の実施など、合計で2,131万円増額するものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いをいたします。

款16県支出金、項1県負担金では、介護給付費の給付件数の減少などによりまして、66万2,000円減額。

同じく項2県補助金では、ため池耐震工事の実施などで706万4,000円増額するものでございます。

款19繰入金、項2特別会計繰入金では、令和4年度住宅特会や歳入超過などのため、302万8,000円を増額し、調整するものでございます。

12、13ページをお開きいただきます。

款21諸収入、項4雑入では、国庫及び県費の過年度分精算などで741万4,000円増額。

款22町債、項1町債では、ため池耐震工事の実施によりまして、2,970万円増額するものでございます。

以上、歳入歳出5,841万8,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第4号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,664万円を追加いたしまして、予算総額を20億4,286万4,000円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容についてご説明をいたします。

10、11ページをお願いをいたします。

款2保険給付費、項2高額医療費、目1一般被保険者高額医療費では、2,000万円の増額。同じく項3出産育児諸費、目2出産育児一時金では、336万円減額するものでございます。次に、歳入についてご説明をいたします。

6、7ページをお願いをいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税では、1,646万8,000円の減額。

款4県支出金、項3県負担金補助金では、1,880万円の増額。

款6繰入金、項1繰入金で、合計151万5,000円それぞれ減額するものでございます。

以上、歳入歳出1,660万円の増額補正となっております。

続きまして、議案第5号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ302万8,000円を追加いたしまして、予算総額を528万3,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から順次ご説明をいたします。

8、9ページをお願いをいたします。

款6諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金では、このたびの補正予算に伴いまして歳入超過となることから、302万8,000円を増額し、調整するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明をいたします。

6、7ページをお開きください。

款2 県支出金、項1 県補助金では、このたび住宅新築資金等貸付金におきまして、河合町債権管理条例第6条の規定により権利放棄を行ったことに伴い、貸付償還推進事業補助金を302万8,000円増額するものでございます。

以上、歳入歳出302万8,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第6号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ783万5,000円を減額し、予算総額を6億1,723万8,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いをいたします。

1事業1,045万円を計上してございます。

第3条、地方債の補正につきましても、3ページをお願いをいたします。

3事業の借入限度額の変更を表のとおり定めまして、起債限度額の合計を1億1,260万円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容につきまして、歳出からご説明をいたします。

10、11ページをお願いをいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、消費税中間納付額の確定に伴いまして、83万9,000円の増額でございます。

款2 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目1 下水道維持費及び同じく目3 公共下水道建設費、同じく目4 特定環境保全公共下水道建設費で、合計542万2,000円減額するものでございます。

款3 流域下水道事業費、項1 流域下水道事業費、目1 流域下水道事業費では、325万2,000円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

8、9ページをお願いをいたします。

款5 繰入金、項1 繰入金では、歳入歳出の財源調整といたしまして、363万5,000円減額するものでございます。

款7 町債、項1 町債では、420万円減額するものでございます。

以上、歳入歳出783万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、議案第7号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正では、保健事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2,581万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を19億6,137万4,000円とするものでございます。なお、今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容につきまして、歳出からご説明をいたします。

10、11ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目9 地域密着型介護サービス給付費では、1,000万円の減額。

同じく項5 特定入所介護サービス費等、目1 特定入所者介護サービス費では、1,000万円の減額でございます。

款4 地域支援事業費、項2 包括的支援事業任意事業費、目6 在宅医療介護連携推進事業費では、481万9,000円の減額。

同じく項3 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活支援サービス事業費では、99万6,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

6、7ページをお願いいたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金では、400万円の減額。

同じく項2 国庫補助金では、292万3,000円の減額。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金では、566万9,000円の減額。

款6 県支出金、項1 県負担金では、250万円の減額。

続きまして、8、9ページをお開きください。

同じく項3 県補助金では、105万3,000円の減額。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金では、355万3,000円の減額。

同じく項2 繰入金では、611万7,000円減額するものでございます。

以上、歳入歳出2,581万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、議案第8号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ200万円を追加いたしまして、予算総額を4億7,360万6,000円とするものでございます。

それでは、内容について歳出からご説明をいたします。

8、9ページをお願いをいたします。

款2後期高齢者医療広域連合給付金、項1後期高齢者医療広域連合給付金、目1後期高齢者医療広域連合給付金では、納付金が確定によりまして、200万円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

6、7ページにお戻りください。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料では、200万円増額するものでございます。

続きまして、議案第9号から議案第16号までの8議案につきましては、令和5年度一般会計並びに6特別会計1企業会計の当初予算となっております。これらの議案につきましては予算書及び予算に関する説明書と予算案の概要により、簡単にそれぞれ説明をさせていただきます。同時にお開きをいただくことがございます。お願いをいたします。

それでは、議案第9号 令和5年度河合町一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書5ページ並びに予算案の概要の17ページをお願いをいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を77億3,000万円と定め、前年度当初予算額と比較いたしまして、10億3,000万円の増額、率では15.4%の増となっております。

第2条、債務負担行為につきましては、予算書12ページをお願いをいたします。

地方自治法第214条の規定により、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めており、旧第三小学校跡地等利活用推進事業につきまして、表のとおり期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましては、予算書13ページをお願いをいたします。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めておりまして、表のとおり10事業、起債限度額9億2,570万円と定めるものでございます。

第4条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の限度額を10億円ちょうどと定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

次に、議案第10号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の269ページ並びに予算案の概要の69ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を20億5,000万円ちょうどと定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で3,600万円の増額、率で1.8%の増となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

続きまして、議案第11号 令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書303ページ並びに予算案の概要の71ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算総額を130万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で20万円の減額、率で13.3%の減となっております。

次に、議案第12号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。

予算書319ページ並びに予算案の概要の73ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を6億8,700万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で6,200万円の増額、率で9.9%の増となっております。

第2条、債務負担行為につきましては、予算書322ページをお願いいたします。

地方自治法第214条の規定によりまして、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めており、公共下水道事業計画変更図書作成業務につきまして、表のとおり期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債につきましても、予算書322ページをお願いいたします。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり4事業、起債限度額を1億3,330万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第13号 令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書355ページ並びに予算案の概要の75ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を400万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で40万円の増額、率で11.1%の増となっております。

続きまして、議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計予算について、ご説明を申

上げます。

予算書371ページ並びに予算案の概要の77ページをお願いいたします。

保険事業勘定につきましては、第1条、歳入歳出予算で予算の総額を20億5,900万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で8,300万円の増額、率で4.2%の増となっております。

第2条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

続きまして、議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。

予算書411ページ並びに予算案の概要の91ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を4億8,500万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で1,400万円の増額、率で3.0%の増となっております。

続きまして、議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。並びに予算案の概要93ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

第2条、業務の予定量は、予算書のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を5億4,797万4,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で293万4,000円の減額、率で0.5%の減でございます。また、支出額を5億3,380万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして金額で39万7,000円の増額、率で0.1%の増となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を7億5,009万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で2億8,830万円の減額、率で27.7%の減となっております。

また、支出額を7億3,205万7,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で3億625万8,000円の減額、率で29.5%の減となっております。

第5条、企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり4事業、起債限度額6億9,500万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与

費4,458万6,000円と定めるものでございます。

第8条、棚卸資産の購入限度額につきまして、100万円と定めるものでございます。

次に、議案第17号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、町長、副町長及び教育長の給料の減額につきまして、特例措置として減額する期間を令和5年度末まで延長するため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和4年2月18日に公布されました国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税における課税限度額の引上げが図られたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。基礎額、税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を19万円から20万円に、それぞれ改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和4年11月30日に公布されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業者に対して、令和5年4月1日から、安全に関する事項等についての計画を各事業所、施設において策定することが義務づけられること及びこどものバス送迎・安全徹底プランの改正によりまして、育児等の所在確認と安全装置の装備を義務化することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、家庭的保育事業者に対しまして、議案第19号と同様に、令和5年4月1日から、安全に関する事業等についての計画を各事業所、施設において策定することが義務づけられること及び幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務化することに伴います。改正に加え、令和4年12月16日に公布されました民法等の一部を改正する法律によりまして、親権者の子供に対する懲戒権の規定を削るとともに、新たに、子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正があったことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、一部の規定に

つきましては、公布の日から施行をさせていただくものでございます。

議案第21号 河合町立認定こども園条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和4年6月22日に公布されましたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正することに伴いまして、河合町立認定こども園条例などの5本の条例の中で、同法を引用している箇所の整備が必要となることから、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第22号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、議案第20号と同様に、民法等の一部を改正する法律によりまして、親権者の子に対する懲戒権の規定を削るとともに、新たに、子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正があったことに加え、令和4年6月22日に公布されましたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、学校教育法の一部が改正されることに伴い、同法を引用している箇所の整備が必要となることから、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、一部の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議案第23号 河合町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年2月1日に公布されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、健康保険法施行令の一部を改正することに伴い、出産一時金の額を、産科医療補償制度の加入医療機関における出産費は42万円から50万円に、未加入医療機関における出産費は40万8,000円から48万8,000円にそれぞれ引き上げて支給するため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第24号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてでございます。

このことにつきましては、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団設立のため、連絡調整を図ること及び広域的な水道事業の計画を協働して作成することを目的とした、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の規約を定め、協議会を設置するための協議を関係団体と行うため、地方自治法第252条の2の2、第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、協議により定める規約は、令和5年4月1日から施行するものでござ

ざいます。

続きまして、議案第25号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合の組合議会議員構成の見直し及び組合運営に係る重要事項等の意思決定を行うための組織を設けるために、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき本議会の議決を求めるものでございます。なお、変更後の規約は、令和5年7月1日から施行するものでございます。

続きまして、報告案件についてご説明を申し上げます。

報告案件第1号 権利放棄の報告についてでございます。

このことにつきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において回収しております住宅新築資金及び宅地取得資金の一部が、債権者が生活困窮状態であるため、奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能と判断され、当該債権が町に返還されたことを受けまして、河合町債権管理条例第6条の規定により債権放棄をいたしましたので、同条例第7条の規定に基づき報告するものでございます。

これ以降は、同意案件でございます。

同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員任期の満了に伴いまして、新たに、高林 昇氏を政治倫理審査会委員に選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

同意第2号、同じく、政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

新たに、山下栄二氏を政治倫理審査会委員に選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照ください。

同意案件第3号、同じく、政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

引き続き、樋口俊夫氏を政治倫理審査会委員に選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、本議会の理解を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、同じく同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

引き続き、村田雅信氏を政治倫理審査会委員に選任いたしたいので、河合町政治倫理条例

第5条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、同意第5号、同じく、政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

この方は新たに、中野 昇氏を政治倫理審査会委員に選任いたしたいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

同意第6号、同じく、政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

新たに、福本優子氏を政治倫理審査委員に選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照ください。

同意案件第7号、同じく、政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

新たに、仲井大雅氏を政治倫理審査委員に選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、委員任期の満了に伴いまして、引き続き、森本直也氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照ください。

最後に、同意第9号でございます。同じく定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

この方も引き続き、平田 馨氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書は添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、長くなりました。提出いたします33案件の説明とさせていただきます。途中、お聞き苦しい点ありましたことを、深くおわび申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（谷本昌弘） 暫時休憩します。

11時35分から再開します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◎議案第 17 号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 3、議案第 17 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第 17 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第 17 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第 18 号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 4、議案第 18 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について

を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今回の限度額を引き上げることによって影響を受ける人数等を教えてください。

○住民福祉課長（古谷真孝） 議長。

○議長（谷本昌弘） 古谷課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 33世帯、74名の方が対象となります。

○議長（谷本昌弘） ほか、ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 討論。はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

今回の国保税の限度額を引き上げる条例改正であります。このことにより、負担が増える住民も、今あったようにおられます。また、国保財政の状況からも限度額を引き上げる緊急性もないと思われれます。このことから、条例改正には反対をいたします。

○議長（谷本昌弘） ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） なしと…討論は…異議なし、それ以外はもう、あれやね。異議もございませんね。異議なしと認めます。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第5、議案第21号 河合町立認定こども園条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第21号 河合町立認定こども園条例等の一部改正については、可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第6、議案第23号 河合町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） これより、議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第23号 河合町国民健康保険条例の一部改正については、可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第7、議案第25号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 討論。

○2番(常盤繁範) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 質疑、よろしいでしょうか。

○議長(谷本昌弘) 質疑。はい。

○2番(常盤繁範) では、質問させていただきます。

変更点の部分に関しまして、第5条「24人を20名に改め」とありますが、もう少し詳しく、その経緯を説明いただきたいんですけども、お願いいたします。

○議長(谷本昌弘) 松村課長。

○環境整備課長(松村豊範) 第5条の規定におきましては、各組長を委員として充てておりました文言につきまして、変更ございました。

4町の議会議員の選出を1名ずつ繰り上げ、加入する文言に改めております。

○議長(谷本昌弘) はい、常盤議員。

○2番(常盤繁範) 質問に答えていただきたいと思うんですが、今のですと、少し理解できないんですけども。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 失礼いたしました。

今回の経緯でございますが、組合議会におきまして、今現在では各自治体の市長、町長が組合議員とした構成になっておりまして、組合議会の中から、それはいかがなものかというような提案がございました。

それに基づきまして、本年1月に首長さんの会議がございました。その中で、議会構成検討会議という形でいろいろと検討のほうをされた上で、現在、各市長・町長、組合議員として入っておりますが、それを理事者のほうへ回るといった形で、まず8名、4市4町でございますので8名減。そこで現在におきましては、町におきましては議長のみのお参画となっておりますが、そこへもう1名、議員さんのほうを入れていただくといった形で、4名入れていただく。つまり差引き20名といった形になるものでございます。

○議長（谷本昌弘） よろしいですか。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（谷本昌弘） ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第25号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更については、可決されました。

◎同意第1号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第8、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第1号の採決を行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、第1号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第9、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第2号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第10、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第3号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定いたし

ました。

◎同意第4号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第11、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第4号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎同意第5号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第12、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第5号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎同意第6号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第13、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とい

たします。

これより、同意第6号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎同意第7号の採決

○議長(谷本昌弘) 日程第14、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第7号の採決を行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎同意第8号の採決

○議長(谷本昌弘) 日程第15、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第8号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決

定いたしました。

◎同意第9号の採決

○議長（谷本昌弘） 日程第16、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより、同意第9号の採決を行います。

同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎議案第3号から議案第8号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第24号、報告第1号の委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第17、議案第3号、日程第18、議案第4号、日程第19、議案第5号、日程第20、議案第6号、日程第21、議案第7号、日程第22、議案第8号、日程第23、議案第19号、日程第24、議案第20号、日程第25、議案第22号、日程第26、議案第24号、日程第27、報告第1号の審議方法についてをお諮りいたします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございます。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

議案第3号を総務常任委員会に付託いたします。

議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第19号、議案第20号、議案第22号を厚生常任委員会に付託いたします。

議案第5号、議案第6号、議案第24号、報告第1号を経済建設常任委員会に付託いたしま

す。

◎議案第9号から議案第16号の委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第28、議案第9号、日程第29、議案第10号、日程第30、議案第11号、日程第31、議案第12号、日程第32、議案第13号、日程第33、議案第14号、日程第34、議案第15号、日程第35、議案第16号の審議方法についてをお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございます。一任とさせていただきます。

特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は、予算審査特別委員会といたします。

ただいま設置いたしました委員会の委員数及び委員の選任について、どのようにいたしましょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 一任との声でございます。

議案第9号から議案第16号までの審議は、議長を除く全議員で構成される予算審査特別委員会に付託いたします。

それでは、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、しばらく休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

○議長（谷本昌弘） 再開いたします。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長に、常盤議員、同副委員長に佐藤議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上をもって、本日の日程全て議了いたしました。

本日、これにて散会したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これをもって、散会といたします。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代